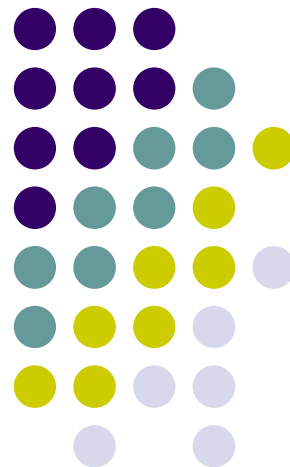


法務局地図作成事業について



名古屋法務局

法務局地図作成事業

(不動産登記法第14条第1項に定める地図)



津島市(以下のとおり)

本町四丁目、横町、筏場町、西御堂町、舟戸町、皆戸町、薬師町、片町一丁目及び同二丁目、大慶寺町、永楽町一丁目ないし同三丁目、東中地町一丁目の各全部

橋詰町一丁目及び同二丁目、本町二丁目、同三丁目及び同五丁目、今市場町一丁目及び同二丁目、永楽町四丁目、南本町一丁目ないし同六丁目、東中地町二丁目、中地町一丁目ないし同三丁目の各一部

事業期間

令和8年10月から
令和10年3月まで

用語の説明

・筆界(ひっかい)とは？

一筆の土地とこれに隣接する他の土地との境のことをいい、公法上の土地の境界となります。

一般的には「境界」のことですが、土地が創設されたときの境界であることから、現在の土地の利用の境(占有界又は所有権界)とは異なることがあります。

・一筆(いっぴつ)の土地とは？

土地の登記記録(登記簿)上の一つの土地のことです。

不動産登記法第14条第1項に定める地図とは

不動産登記法では…

土地一筆ごとの登記記録

- ◆ 正しい地目
- ◆ 正しい地積
- ◆ 所有者など



不動産登記法第14条第1項地図

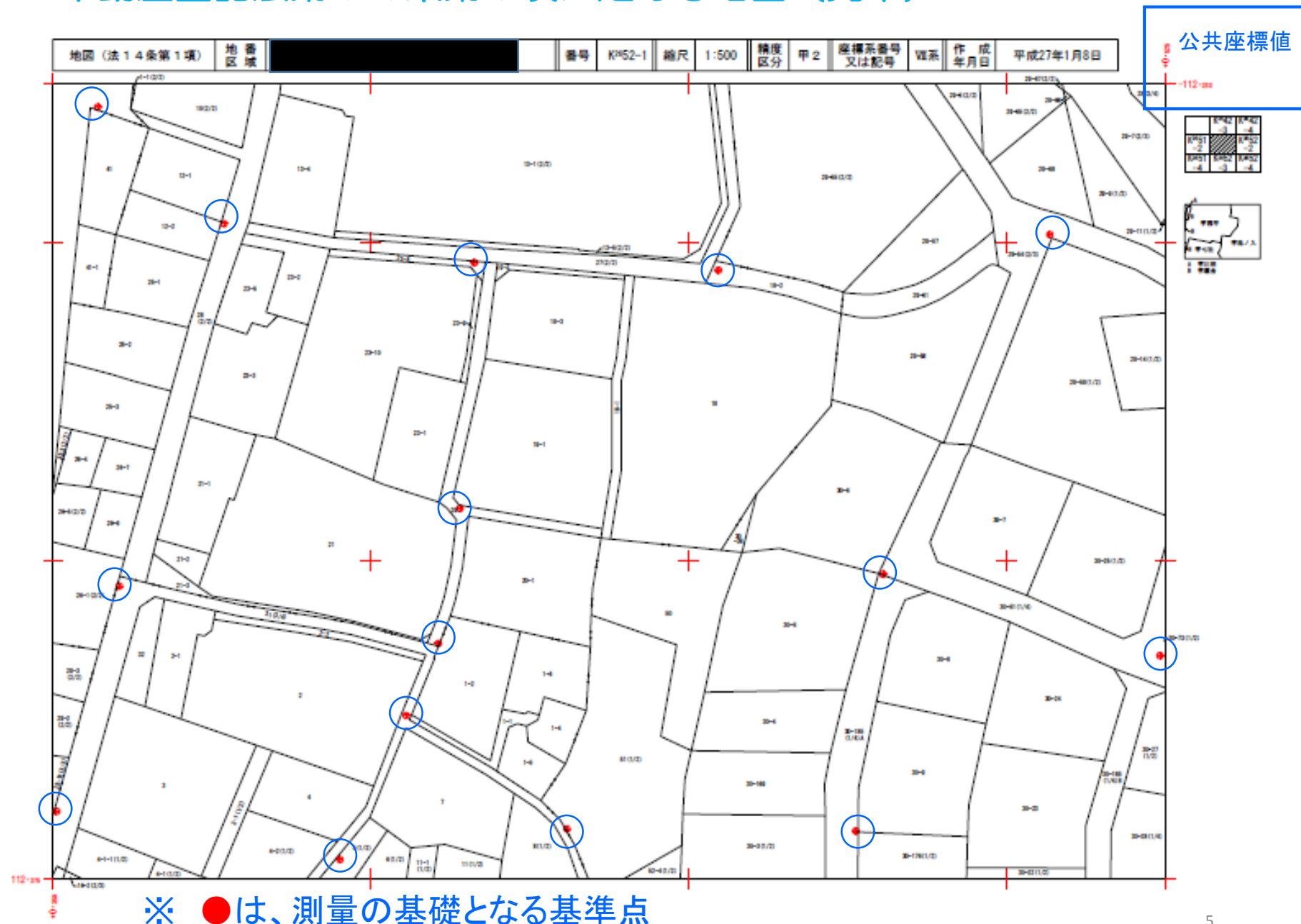
- ◆ 現地の復元が可能な地図
- ◆ 土地の正確な位置と筆界（境界）を明確に示した地図

を備え付けることとされています。



精度の高い地図が備え付けられていない地区について、名古屋法務局では毎年、不動産登記法第14条第1項に定められた正確な地図の作成事業を実施しています。

不動産登記法第14条第1項に定める地図（見本）



地図作成の効果

- ◆ 国家基準点に基づいた測量により、土地の位置、区画を特定するため、**将来、筆界（境界）に関する争いを未然に防ぐことができます。**
- ◆ 境界標識が無くなるなどして土地の筆界（境界）が分からなくなっても、地図に基づいて**筆界（境界）を復元することができます。**
- ◆ 調査、測量の結果、地目や地積に誤りが発見された土地については、その結果に基づいて登記を行います。
- ◆ 成果は、法務局に不動産登記法第14条第1項地図として備え付けられます。また、併せて一筆ごとの地積測量図が備え付けられるとともに、登記記録として厳格に維持管理されます。

不動産登記法第14条第1項地図ができるまで

- 1 準備作業
- 2 基準点点検作業
- 3 現況測量(仮測量)作業
- 4 一筆地立会調査作業
- 5 境界標設置作業
- 6 一筆地測量(本測量)作業
- 7 図面作成作業(本測量成果の精査・確認)
- 8 図面等の送付、縦覧
- 9 地図の備付け、職権登記



※ 赤字部分について皆様のご協力をお願いします。

3 現況測量（仮測量）作業

- ◆ 一筆地立会調査を実施する前に、皆様の土地の状況を把握するため、**事前調査及び現況測量**を実施します。
 - ◆ その際、一筆地ごとの仮測量も行いますので、**敷地内に立ち入ったり、ペンキなどでマーキングを行うこと**もありますので、ご了承をお願いします。
-
- ◆ **実測図・筆界（境界）確認書など、今までに筆界（境界）を確認した資料がありましたら、立会いの前までにご提供をお願いします。ご提供いただける資料の提出方法につきましては、地図作成現地事務所にご持参いただくか、ご連絡をお願いします。**

4 一筆地立会調査

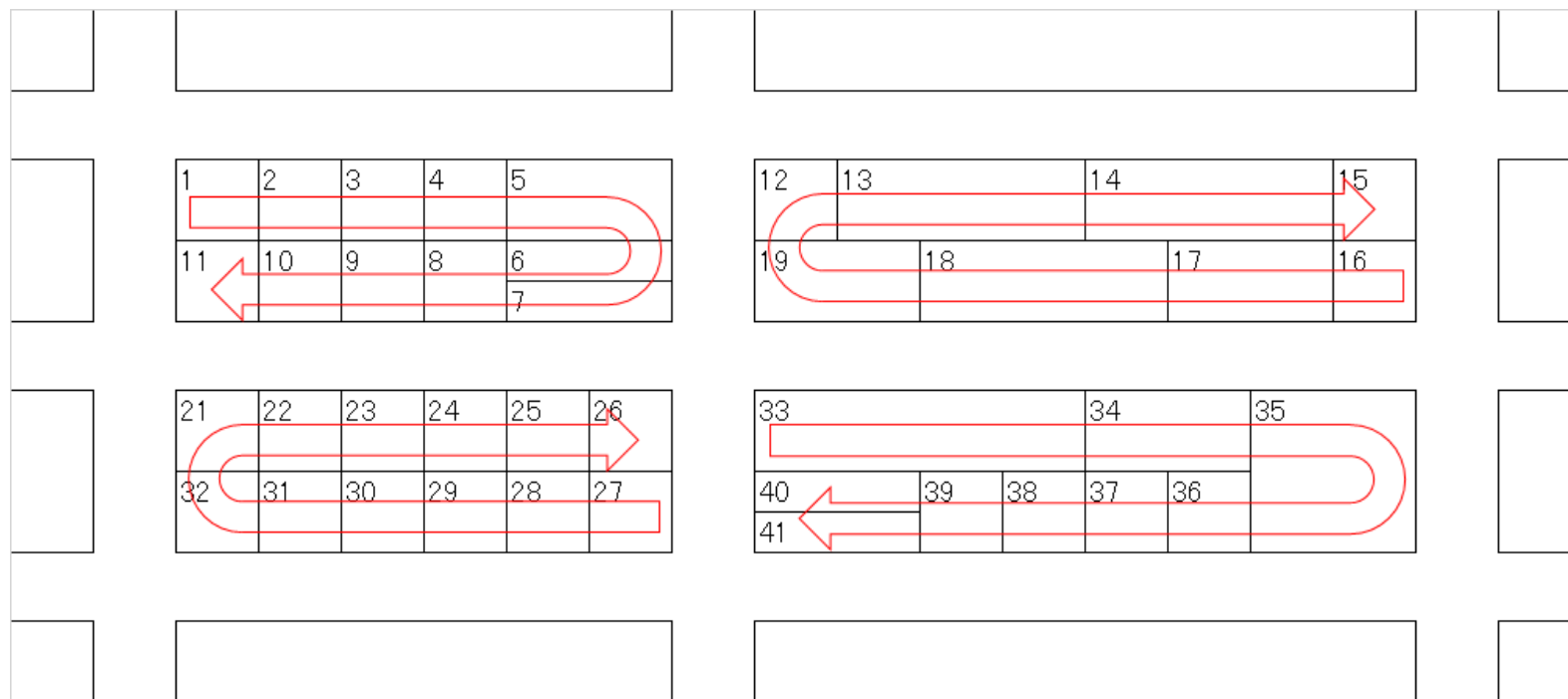


・一筆地立会作業当日について

- ◆ 土地所有者又は代理人の方に立ち会っていただき、**一筆ごとに筆界(境界)や地番、地目などを調査**します。
土地の筆界(境界)を確認するに当たっては、お隣との筆界(境界)の位置を示してください。
- ◆ 客観的資料による現況測量に基づいて調査担当者が示した**筆界(境界)と一致した場合は、おおむねその位置が筆界(境界)となります。**
- ◆ 各所有者が示した**筆界(境界)の位置が相違した場合は、後日改めて立会を行います。**
- ◆ 立会いが終わりましたら、調査担当者が用意しております「土地調査書」に、立会いに出席された方の署名(又は記名・押印)をいただきます。

4 一筆地立会調査

・ 一筆地立会いの例



一筆地立会調査は、おおむね街区ごとで、土地の配列に従って行います。
立会いは、一軒ずつ行います。

4 一筆地立会調査

・一筆地立会いのご案内について

☆事前に郵送する書類

- ① 境界立会いのお願い
- ② 立会依頼書 **(回収用・控え用)**
- ③ 立会日程等のご確認 **(返信用はがき)**

**この3つの書類を、一筆地立会調査予定日の
2週間前までに、皆様のご自宅に郵送させてい
たいただきます。**

4 一筆地立会調査

・立会依頼書・返信用はがきについて

- ◆ 立会依頼書には、**立会予定日時、立会場所**が記入されています。内容を確認し、一筆地立会の際には、**立会依頼書（回収用）**を持参してください。控え用はお手元に保管してください。
→ 一筆地立会当日に立会担当者が回収します。
- ◆ 返信用はがきについては、立会予定日時の変更希望の有無、立会人の確認等の情報をご記入のうえ、**必ず返送してください。**

円滑な事業実施のため、ご協力をお願いします。

4 一筆地立会調査

立会いに当たってのお願い

☆土地所有者本人が立ち会う場合

立会依頼書(回収用)を持参していただきますようお願いします。

※ 共有の場合であっても、原則、共有者全員の立会いが必要です(共有者のうち、代表で一人が立ち会う場合は、その方(代表者)への委任状が必要となります。)。

4 一筆地立会調査

・立会いに当たってのお願い

☆代理人が立ち会う場合

① 立会依頼書(回収用)

→立会依頼書(回収用)の下の部分にある
委任状欄に必要事項が記入されたもの

② 代理人の本人確認ができる運転免許証、マイナンバーカード等

以上の2点を持参していただきますようお願いします。

※ 共有者のうち、代表の一人が立ち会う場合は、その方(代表者)への委任状が必要となります。

4 一筆地立会調査

・立会いに当たってのお願い

☆土地所有者が死亡している場合
(相続の登記手続をしていない場合)

原則、相続人全員の立会が必要です。

- ① 亡くなった土地所有者宛てに届いた立会依頼書
(回収用)
- ② 本人確認ができる運転免許証、マイナンバーカード等

以上の2点を持参していただきますようお願いします。

※ 相続人のうち、代表の一人が立ち会う場合は、その旨、立会の際にお申し出ください。

4 一筆地立会調査

・立会いに当たってのお願い

- ◆ 案内時間までには、**立会依頼書記載の立会場所**にお越してください。
- ◆ **雨天でも立会を行います。**
ただし、台風など気象状況等により立会いを延期する場合は、事前にご連絡いたします。
- ◆ 休日の立会いを希望される場合には、お申し出いただければ、調整いたします。
- ◆ プランターや植木鉢などを一時的に移動させていただく場合がありますのでご了承ください。

5 境界標設置作業

隣地土地所有者との立会い確認後

筆界点(境界点)となった位置に境界標が設置されていない場合は、設置箇所に応じた無料の境界標(金属板プレート等)を設置します(土地の状況によっては、設置できない場合もあります。)



5 境界標設置作業

境界標の見本

無料境界標（例）



有料境界標（参考）



6 一筆地測量作業

- ◆ 一筆地調査(立会い)が終わり次第、順次、一筆地測量を行います(このとき、再度、立ち会っていただく必要はありません。)

一筆地ごとの測量を行いますので、敷地内に立ち入ることもあります。ご了承ください。

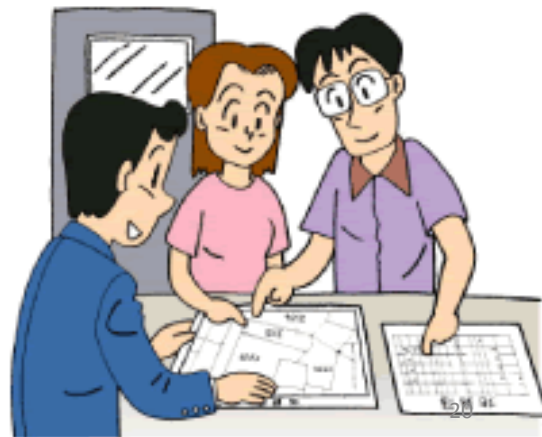
- ◆ 測量の見通しを確保するため、一時的に植木鉢・プランターなどを移動させていただくこともあります。



8 図面等の送付、縦覧

- ◆ 一筆地立会調査、一筆地測量などの成果を縦覧し、確認していただきます。
- ◆ 縦覧の案内とともに、変更前の地目・地積（登記記録上の地目・地積）や変更後の地目・地積を記載した「**地積等調査一覧表**」と一筆地の面積や座標値、筆界線（境界線）の長さなどを記載した「**一筆地の測量図**」を併せて郵送しますので、ご確認ください。

- ◆ 郵送した「**地積等調査一覧表**」及び「**一筆地の測量図**」の内容で問題がなければ、縦覧会場にお越しいただく必要はありません。



9 地図の備付け、職権登記

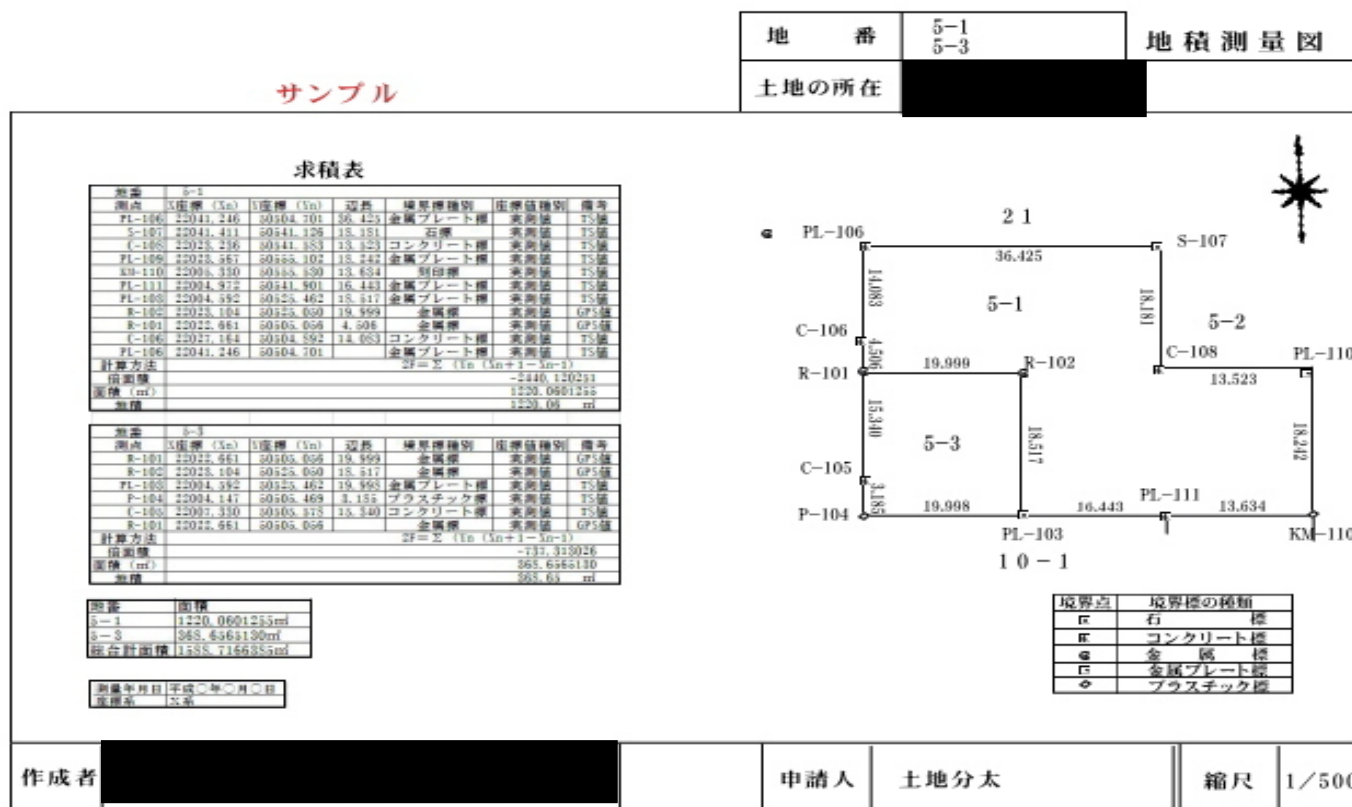
- ◆ 縦覧が終わると、新たな地図が備え付けられ、登記事項も変更されます。
- ◆ 登記事項が変更されても、現在お持ちの登記識別情報通知書、登記済証(権利証)は有効です。

※ 今回の登記所地図作成事業において、登記識別情報通知書の発行はありません。

また、登記事項が変更されても、現在お持ちの登記識別情報通知書、登記済証(権利証)を書き換えることもありませんので、今までどおり大切に保管をお願いします。

9 地図の備付け、職権登記

◆ 一筆ごとに**地積測量図**も備え付けられます。



地積測量図（見本）

筆界未定地について

筆界未定地とは、次の理由により筆界を確認することができなかったため、筆界（境界）が未定のまま処理される土地のことをいいます。

- ◆ 隣接する所有者が主張する筆界（境界）の位置が相違し、再度立会いを実施しても、最終的に筆界（境界）の位置が確認できなかった場合
- ◆ 土地所有者が一筆地調査に立ち会わず、筆界（境界）の位置が確認できなかった場合



筆界を確認できる資料が存在しない場合



「筆界未定地」となります。

筆界未定地について

相手方と筆界未定地となった筆界(境界)の確認



土地の測量等



地図訂正(申し出)



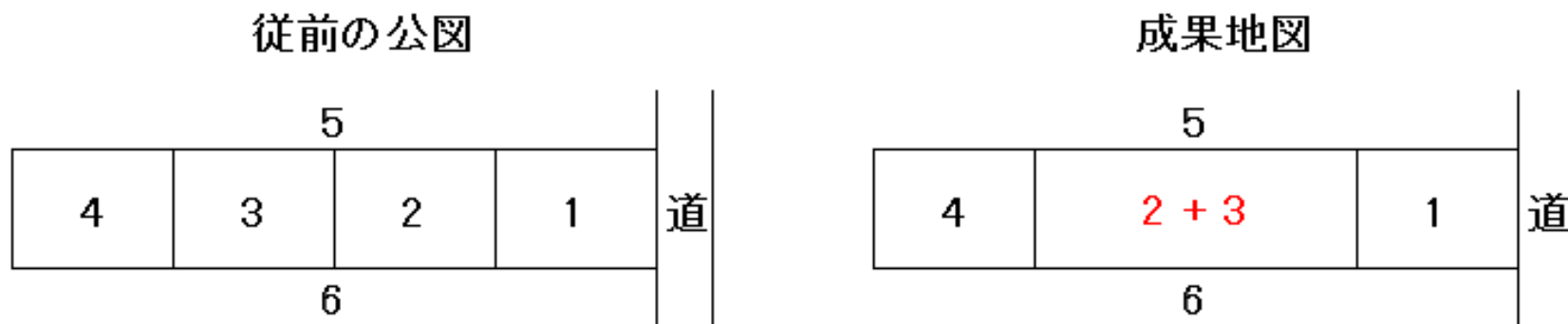
地積更正等(申請)

地図作成事業が完了した後、筆界未定を解消するには、隣接者と筆界確認を行った上で土地の測量を行い、地図訂正申出及び地積更正等の登記申請が必要となり、**測量及び登記等の費用は、所有者の自己負担となります。**

筆界が合意できない場合は、筆界特定手続、ADR(裁判外紛争解決手続)や、境界確定訴訟(裁判)等を行った上で上記の手続が必要です。

筆界未定地となった場合の地図の処理について

筆界未定地の地図(例)



※右図の 2 + 3 の表記は、2番地と3番地が筆界未定であることを示します。

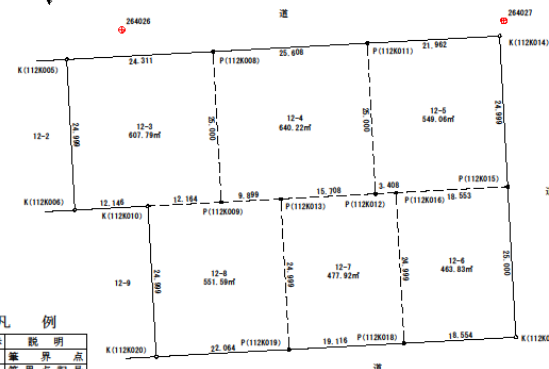
※ 登記記録上の面積は、従前のおりで表示されます。

※ 地積測量図は、備付けられません。

筆界未定地における筆界点調査図の作成について

筆 界 点 調 査 図	地籍区域	〇〇市〇〇区〇〇	図番番号	000-000	縮尺	$\frac{1}{500}$	精度区分	甲 1	図籍系番号又は記号	〇	作成年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
-------------	------	----------	------	---------	----	-----------------	------	-----	-----------	---	-------	-------------

座 標 面 積 計 算 表					
12-3					
測点名	境界線種	X座標	Y座標	$X_{n+1}-X_n-1$	$Y(X_{n+1}-X_n-1)$
123000		-3000.428	-12371.125	-25.451	322106.190235
123010		-3000.355	-12363.472	-1.727	5810.900094
123060		-3000.840	-12366.861	34.368	-980103.852398
123005		-30042.877	-12397.361	38.219	-232007.994975
123009		-30042.884	-12373.875	-25.862	257346.796633
合 計 積					-1215.884070
面 積					440.7020040
面 積 (倍率)					8.077.7.9
12-4					
測点名	境界線種	X座標	Y座標	$X_{n+1}-X_n-1$	$Y(X_{n+1}-X_n-1)$
123012		-3000.146	-12346.154	-25.812	323841.307948
123015		-3000.894	-12381.840	-1.362	17396.402980
123069		-30042.828	-12371.175	34.430	-287115.241760
123004		-30042.884	-12375.875	38.340	-51226.233950
123011		-30041.102	-12347.854	-26.980	269999.329287
合 計 積					1235.466444
面 積					640.2332020
面 積 (倍率)					8.40.2.2
12-5					
測点名	境界線種	X座標	Y座標	$X_{n+1}-X_n-1$	$Y(X_{n+1}-X_n-1)$
123013		-3000.380	-12324.224	-25.963	323195.479380
123018		-3000.902	-12342.750	-1.188	14675.701590
123022		-3000.146	-12346.154	24.760	-210999.880230
123017		-30041.102	-12347.854	26.140	-238104.682396
123014		-30038.907	-12328.873	-25.776	257335.074794
合 計 積					-1096.120782
面 積					540.062010
面 積 (倍率)					5.40.0.8
12-6					
測点名	境界線種	X座標	Y座標	$X_{n+1}-X_n-1$	$Y(X_{n+1}-X_n-1)$
123017		-3000.854	-12322.874	-25.963	323196.424930
123019		-3000.925	-12341.401	23.962	-286811.609780
123016		-3000.902	-12342.750	26.963	-258872.007750
123015		-3000.894	-12346.224	-25.962	323196.404408
合 計 積					-927.676814
面 積					463.8378010
面 積 (倍率)					4.63.8.3
12-7					
測点名	境界線種	X座標	Y座標	$X_{n+1}-X_n-1$	$Y(X_{n+1}-X_n-1)$
123018		-3000.925	-12341.401	-25.963	323193.718998
123019		-30010.207	-12346.400	25.971	-286836.089790
123021		-3000.894	-12341.840	26.812	-254210.602290
123012		-3000.146	-12346.154	1.932	-12241.430938
123016		-3000.902	-12342.750	-24.770	237796.802280
合 計 積					-956.148113
面 積					477.8248865
面 積 (倍率)					4.77.9.2
12-8					
測点名	境界線種	X座標	Y座標	$X_{n+1}-X_n-1$	$Y(X_{n+1}-X_n-1)$
123017		-3000.107	-12369.490	-25.184	323019.050480
123020		-3000.146	-12362.522	25.772	-289111.712094
123010		-3000.355	-12363.472	24.620	-252196.809940
123009		-30042.828	-12371.175	1.180	-14675.024673
123013		-3000.894	-12381.840	-24.429	269875.189390
合 計 積					-1105.192279
面 積					551.0680060
面 積 (倍率)					5.51.0.9



凡 例	
表示	説明
●	筆界点
K(0000)	筆界点記号
■	筆界線
●	筆界推定点
P(0000)	筆界推定点記号
---	筆界推定線
①	1・2級基準点
②	3・4級基準点
●	補助基準点

基準点座標値

点 名	X座標	Y座標	点 名
264025	-30033.564	-12388.204	出4級基準点
264027	-30037.436	-12344.883	出4級基準点

筆界点調査図は、登記所備付地図作成作業において、筆界を確認することができなかったため、筆界未定となった集合部分ごとに作成される図面です。筆界点調査図に記載されている筆界推定点及び筆界推定線は、筆界の確証がなかったものの、登記官が筆界点及び筆界線として推定した点及び線であり、筆界点及び筆界線を示すものではありません。また、図例は、筆界点及び筆界推定線の座標値を基に計算したものであり、登記記録上の地籍を示すものではありません。

※筆界点調査図は、法務局地図作成事業において、筆界を確認することができなかったため、筆界未定となった集合部分ごとに作成される図面です。

筆界点調査図には、登記官が筆界点及び筆界線として推定した点及び線が記載されます。

筆界未定地を構成する土地の所有者や利害関係人は、筆界点調査図を閲覧することができます。

最後に

**地図作成事業は、土地所有者の皆様や地域の皆様のご理解とご協力なくしては実施できません。
皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。**

☆お問合せ・連絡先

〒496－0047

津島市西柳原町三丁目10番地

名古屋法務局不動産登記部門

地図整備室地図作成現地事務所

電話番号 0567－69－5810

窓口対応時間 午前9時00分～午後5時00分

(土日祝日・年末年始を除く。)

※令和9年1月4日から午前9時～午後4時に変更予定



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

**※ ご不明な点などがございましたら、上記連絡先まで
お願いします。**